別表（第３条関係）

交際費の支出基準

区　　分		対象者等	金　　額
儀礼的経費	お祝い	１．就任・叙勲等お祝いの生花等	１万円程度（実費）
		２．総会・祝賀会・各種団体の大会等への出席祝金 　懇親会・会食等飲食が伴う場合のみ会費相当分を持参	１万円以内（会費等が明記されている場合は、その金額とする）
	お見舞	１．病気見舞等	１万円以内
	香典等	１．名誉市民、市議会議員、地元選出県議会議員、国会議員、市三役	１万円
		２．名誉市民、市議会議員、地元選出県議会議員、国会議員、市三役の家族※	５千円
		３．市行政委員	１万円以内
		４．その他、議長が特に必要と認めるもの	１万円以内
	供花等	香典等対象者の内、特に必要と認めたもの	地域慣習による実勢額の範囲内
社交的経費	会費	会費を必要とする会合等への参加等に要する経費	会費相当額
	懇談会費	議会運営上有益な交際を目的とする懇談に要する経費	社会通念上妥当と認められる額
	記念品代	国内外の来客等に対する記念品又は交際上必要な手土産や贈答品の購入等に要する経費	社会通念上妥当と認められる額
その他の経費		議会運営上交際費により支出することが適当と認められる経費	社会通念上妥当と認められる額

※　家族とは、配偶者及び一親等の血族（同居の姻族を含む）